

リンク付けサーバーを介して 電子お薬手帳内の情報を閲覧するシステムを 導入されている薬局様へ

平素より会務運営にご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

平成28年4月の調剤報酬改定では、電子お薬手帳について、一定の要件を満たした場合に、紙のお薬手帳と同様の扱いが可能とされました。この中で、保険算定に関しては厚生労働省より、『電子お薬手帳については「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日薬生総発第1127第4号)の「第二 提供薬局等が留意すべき事項」の4(2)に規定する一元的に情報閲覧できる仕組みが公益社団法人日本薬剤師会より提供されているので(平成28年4月1日より)、当該仕組みの活用により、患者から手帳の情報が含まれる電子機器の画面を直接閲覧することなく情報把握することを原則とする』とされており(※)、薬局様におかれましては、本会が提供する「日薬リンク付けサーバー」に接続された電子お薬手帳サービス(以下、対応サービス)の導入が求められているところです。

(※) 疑義解釈資料の送付について(その1)(平成28年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

今後は、利用者(患者)にも、多数存在する電子お薬手帳の中でどのアプリが安心して安全に利用できるのか、また、どの薬局様が対応サービスを導入しているのかを認識していただくことが重要と考えています。そのため、日薬リンク付けサーバーを、「e薬Link(イクスリンク)®」と命名するとともに、その共通ロゴマーク(下記)を作成し、本サーバーにアプリを接続して運営されている会社様には、下記の事項をお願いしております。

- 契約薬局様への薬局掲示用ロゴマーク等の配布
- アプリ上へのe薬Link®ロゴの表示

薬局掲示用ロゴマーク等の提供がまだの薬局様におかれましては、ご契約されている運営会社宛にご確認の上、薬局店頭へのロゴ掲示等につきご協力くださいますようお願い申し上げます。

「e薬Link(イクスリンク)®」共通ロゴマーク

ヨコ型



電子お薬手帳相互リンク

タテ型



※使用状況により、モノクロや白抜き反転している場合があります。